

【諮問第49号】

10川公審第4号

平成10年6月22日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会

会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てについて（答申）

平成8年5月16日付け8川土交第6号の2をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求の一部公開処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の閲覧請求を拒否した公文書は、全部公開が妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成7年8月16日、本件異議申立人（以下「異議申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に基づき、「首都高速道路公団法（以下「公団法」という。）第33条2項によって貴職〔川崎市長〕が入手した首都高速道路公団（以下「公団」という。）の予算事業計画及び資金計画に関する書類総て」の閲覧等を求めたところ、平成8年3月29日、本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）は、上記請求対象文書の一部について承諾したにとどまったため、同年5月5日、異議申立人が非公開部分の閲覧等を求めて異議申立てを行ったのが本件異議申立てである。

3 異議申立人の主張要旨

平成8年8月6日及び平成9年4月11日付け異議申立人の意見書及び平成9年10月4日の異議申立人の意見陳述によれば、異議申立人の主張は概要以下のとおりである。

- (1) 川崎市が出資者の権利として得た公団予算書類を市民に公開しないことは、市長等が公団に対する出資金や公団を私物化していることに他ならない。
- (2) 実施機関は、公団の「予算の添付資料」は、本来、公団が建設大臣から認可を得るにあたって作成されるもので、製本の都合上、本市との信頼関係に基づいて他の書類に併せて提出されているものであって、法文上、本市への提出義務はないと主張するが、条例前文からも明らかなように、市長が市政に対する市民の信頼を得るためには法文上の云々は主張できないはずである。
- (3) 実施機関は、「予算の添付資料」は、予算関係計数の明細を示したもので、専ら公団の経理実態、財務状況を示す内部情報であるほか、工事発注の方針を示すものが含まれるなど、公開することにより同公団の活動利益を害するおそれが極めて強いと主張するが、本件請求に含まれる「予算の添付資料」の大半は平成7年度以前のもので、すでに工事発注が終わっており、公団自身も市も公開することによる不都合は生じないはずである。
- (4) 実施機関は、市と公団の信頼関係に基づいて提供を受けた情報であり、これらの情報を公開すると市と公団の信頼関係を阻害し、ひいては市の行政執行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張するが、市と公団の信頼関係にかかわらず、これらの情報は公団法第33条2項によって義務付けられたものであって、公開は当然である。
- (5) 実施機関は、「予算定員及び給与額表」は専ら公団の人事、給与に関する内部情報であると主張するが、県立川崎図書館にある公団年表及び公団令規集には予算定数や平成2年度の給与規程が明記され公開されている。

4 実施機関の主張要旨

平成8年6月25日付け実施機関の理由説明書、平成9年2月1日の実施機関の事情聴取及び同年3月6日付け実施機関の補充・理由説明書によれば、実施機関の主張は概

要次のとおりである。

- (1) 公団法には、第35条に決算関係書類の官報公告義務の規定があるが、予算関係書類の公表に関しては定めがなく、公団はこれまで予算関係書類を公開したことはない。
- (2) 非公開とした「予算定員及び給与額表」は、専ら公団の人事、給与に関する内部情報であり、同公団の経営実態や労働条件を如実に示す情報である。
- (3) また、「予算の添付資料」は、本来、公団が建設大臣から認可を得るにあたって作成されているもので、製本の都合上、本市との信頼関係に基づいて他の書類に併せて提出されているものであって、法文上の本市への提出義務がある書類には含まれないと解される。
- (4) さらに、「予算の添付資料」は、予算関係計数の明細を記載したもので、専ら公団の経理実態、財務状況を示す内部情報であるほか、工事発注の方針を示すものが含まれるなど、公開することにより同公団の活動利益を害するおそれが極めて強いものである。
- (5) これらの情報は、基本的に、本市にとって第三者である公団の経営の根幹にかかわる内部情報であるとともに、本市と公団との信頼関係に基づいて提供を受けた情報であり、これらの情報を公開することは、公団の活動利益を害するおそれがあると同時に、本市と同公団の信頼関係を阻害し、ひいては本市の行政執行に著しい支障が生ずるおそれがある。
- (6) 公団法によれば、公団の予算、事業計画、資金計画は建設大臣の認可を受けなければならないが、建設大臣は認可にあたって大蔵大臣に協議しなければならないとされており、これらの情報は国とも密接な関係を有している。
- (7) 市は、第三者から得た情報であるため公団から意見を聴取したが、公団も非公開を強く希望している。

以上の理由により、条例第7条1項2号（法人情報）及び3号（協力関係情報）に基づく非公開処分としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件異議申立て対象文書

本件処分によって非公開とされた部分は、予算のうち「予算定員及び給与額表」と「予算の添付書類」（予定賃借対照表、予定損益計算書、収入支出予算科目表、債務負担行為限度額内訳表、役職員定員表）と認められる。

- (2) 本件文書の条例第7条1項2号該当性

実施機関は、本件異議申立て対象文書は条例第7条1項2号に該当すると主張する。

具体的な理由として、実施機関は、第1に、公団法第35条に決算関係書類の官報公告義務規定はあるが予算関係書類の公表規定はなく、予算関係書類の公表例がないことを挙げるが、公団法で義務付けられていないこと、また、過去に公表の先例がないことだけからは、条例7条1項2号にいう「当該法人・・・の活動利益を害することが明らか」に該当すると断じることができないと思われる。

実施機関は第2に、「予算定員及び給与額表」が、「公団の人事、給与に関する内部情報であり、同公団の経営実態や労働条件を如実に示す情報」であることを挙げ

るが、異議申立人の主張にあるように、これらの情報はすでに公団「年報」や公団「令規集」にそのものずばりが掲載されているか、又は少なくとも特定年度の情報は明記されていることからすれば、「予算定員及び給与額表」は格別に「活動利益を害することが明らか」な情報とは考えられない。

実施機関は第3に、「予算の添付資料」は、公団法上川崎市への提出義務のある書類には該当しないというが、本件対象文書が任意提供情報であるか否かは本市条例において直接の決め手とはならない。

実施機関は第4に、「予算の添付資料」に「経理実態、財務状況を示す内部情報であるほか、工事発注の方針を示すものが含まれる」ことを活動利益阻害の理由に挙げる。すでに実施機関によって異議申立人に対して公開済みの予算総則、科目別収入支出予算額表に加えてこれら文書を公開することによって、確かにより公団の経理実態、財務状況が分かることは否定できないし、当該年度の工事発注の方針をよりうかがい知ることができることも否定できない。しかしながら、本件対象文書は、現会計年度についての予算関係文書ではないし、過年度でかつ現会計年度に接近した年度でもない年度の予算関係文書であり、しかも決算がすでに官報公告済みであることからすれば、少なくとも現時点での公開請求は「時限秘切れ」として処理できる場合に該当すると考えられる。

(3) 本件文書の条例第7条1項3号ウ該当性

実施機関は、本件異議申立て対象文書は条例第7条1項3号ウに該当すると主張する。

具体的な理由として、実施機関は第1に、「予算定員及び給与額表」が公団の内部情報であること、「予算の添付資料」が公団法上川崎市への提出義務のある書類には該当しない任意提供文書であること、予算等が大臣認可事項であること等から、公開により市と公団及び国との信頼関係を著しく損なうことを理由に挙げる。条例第7条1項3号の「国等」は「国又は地方公共団体をいう」(3号ア括弧書き)ことからすれば、公団はここでの「国等」には該当しないため、国との「協力関係を著しく損なう」か否かを検討すれば足りる。

「予算定員及び給与額表」については、既述のようにこれを公表しても実施機関主張のような国との協力関係を損なうおそれはないと考えられる。次に公団予算が大臣認可であること等から予算添付書類の公開には確かに問題はある。しかしこれも(2)で既述のように時限秘切れと考えるならば、これまた国との協力関係を損なうおそれはないと考えられる。

実施機関は第2に、信頼関係を著しく損なうことにより適切な情報提供を受けられなくなり、本市が国や公団と連携を取って実施しなければならない事業の執行に重大な支障が生じるおそれが極めて強いことを理由に挙げる。しかし、既述のように本件文書が時限秘切れと考えられることに加えて、公団法第35条3項及び平成7年12月19日閣議決定「特殊法人のディスクロージャーについて」により貸借対照表及び損益計算書は言うに及ばず、『組織の概要』として役員定数、職員数の公表措置がうたわれ、東京都千代田区の「総務庁特殊法人資料閲覧室」において常時閲覧可能な状態にされ、この公表制度は、平成9年法律第103号「特殊法人の財務諸表等の作成

及び公開の推進に関する法律」第67条による公団法第35条の一部改正により、より強調されることとなっている。そこで、本件審査の参考のために、平成10年6月8日審査会委員が実際に「総務庁特殊法人資料閲覧室」において公団の資料の閲覧を試みたところ、『平成8年度事業報告書』2頁に役員の状況（定数、氏名等）3頁に職員の状況（定員及び実数）が、『平成8事業年度附属明細書』に役員及び職員の給与の明細として役員及び職員それぞれの支給総額が記載され、『平成7年度年報』6～7頁の平成7年度組織図に役員定数が出ていることが判明した。

さらに、現在国会上程中の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」第四十一条において「政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人・・・について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることからすれば、国としても公団を含めた特殊法人についての一層の情報公開に向けての検討途上にあることがうかがえる。このような現状から判断すれば、本件文書の公開によって実施機関が危惧するような条例第7条1項3号ウに規定する弊害は存しないと考えられる。

以上の次第により、審査会の結論に記載のとおり答申する。